

平成29年度農地中間管理事業の主な事務手続きの概要 (新旧対照表)

新 (平成29年度)	旧 (平成28年度)
<p>1 農用地の利用権設定 (賃貸借契約) の事務手続き</p> <p>(1) 農地所有者と機構 (県公社) との利用権設定 (変更無し) 利用権設定 (賃貸借契約書; 様式第11号) へは認印の押印で可とし, 印鑑証明書の添付を不要とする。</p> <p>(変更) <u>相続未登記農地など共有地に係る機構</u> <u>借入事務の手続き</u></p> <p>但し, <u>相続未登記農地など共有地</u>を持分の過半の同意を得て申請する場合は, 同意者の実印の押印並びに印鑑証明書の添付を要するが, <u>農地所有者の意思が確実に確認できる場合は, 認印の押印でも可とする。</u></p> <p><u>この場合, 運転免許証又は保険証など本人しか持ち得ない書類の写しの添付を要する。</u></p> <p><u>書類の写しには, 「私は農地中間管理事業に参加します。」と記載の上, 自筆による氏名及び署名年月日を記載することとする。</u></p> <p><u>なお, 自筆署名が困難で代理者を立てる場合は, 代理者による氏名, 農地所有者 (同意者) との続柄, 署名年月日及び代理者を立てる理由を記載するとともに, 続柄のわかる書類 (戸籍抄本など) の添付を要する。</u></p> <p>(2) 耕作者と機構 (県公社) との利用権設定 (変更無し) 利用権設定 (賃貸借契約書; 様式第12号) へは認印の押印で可とし, 印鑑証明書の添付を不要とする。</p>	<p>1 農用地の利用権設定 (賃貸借契約) の事務手続き</p> <p>(1) 農地所有者と機構 (県公社) との利用権設定</p> <p>利用権設定 (賃貸借契約書; 様式第11号) へは認印の押印で可とし, 印鑑証明書の添付を不要とする。</p> <p>但し, 相続未登記農地を持分の過半の同意を得て申請する場合は, 同意者の実印の押印並びに印鑑証明書の添付を要する。</p> <p>(2) 耕作者と機構 (県公社) との利用権設定</p> <p>利用権設定 (賃貸借契約書; 様式第12号) へは認印の押印で可とし, 印鑑証明書の添付を不要とする。</p>
<p>2 農地情報及び権利等の確認 (変更無し) 土地の全部事項証明書のほか, 農地基本台帳, 固定資産課税台帳, 固定資産評価証明書などの資料も可とする。</p>	<p>2 農地情報及び権利等の確認</p> <p>土地の全部事項証明書のほか, 農地基本台帳, 固定資産課税台帳, 固定資産評価証明書などの資料も可とする。</p>

(注意) アンダーラインの箇所が変更